

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金額改定の目安について答申しており、本年度についても、今後、地域別最低賃金改定の目安について答申することが見込まれます。

昨年度の同審議会の答申においては、島根県はランクDに位置づけられ、引上げ額の目安は28円とされました。昨年度、島根地方最低賃金審議会は、島根県労働局長に対し、上記の中央最低賃金審議会の引上げ額の目安を踏まえ、島根県における1時間あたりの最低賃金を792円から824円に改定すること（32円の引上）が適当であるという旨の答申を行いました。この答申を踏まえ、島根県においては最低賃金を824円に引上げる改定がなされ、令和3年10月2日に効力を生じ、現在に至っています。

- 2 最低賃金制度は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上」等を目的としているものです（最低賃金法第1条）。この制度は、「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）」としての位置づけられるべきものであり、最低賃金を基準にしてフルタイムで働いた場合に、労働者が人間らしい生活を営むことができる程度の賃金を得られることができるよう制度を運用することが求められます。

島根県においては、令和3年度の最低賃金の改定にて、中央最低賃金審議会が示した引上げの目安（28円）を4円上回る32円の引上げ行われました。全国47都道府県のうち40の都道府県が28円の引上げにとどまったなか、島根県において32円がなされたことは、一定程度評価できるようにも思われます。しかしながら、その前年度である令和

2年10月の改定の際には2円の上昇にとどまったことをも考慮すると、必ずしも十分に最低賃金の引上げがなされたとは言い難いというべきです。

加えて、昨年度の島根県における最低賃金の改定結果をみても、改定後の最低賃金である1時間当たり824円を基準として、1日8時間、月22日働いた場合の賃金を計算すると、1か月14万5024円にとどまり、労働者が日常生活を営むに足りるだけの水準が確保されているとは言い難いというべきです。

- 3 また、島根県の最低賃金の金額は、全国的な水準に照らして低い状態が続いています。すなわち、昨年度、東京都の最低賃金は1041円に引上げられたところ（前年度比28円の増額）、最低賃金の最も高い東京都と比較してみても、島根県の昨年度の改定後の最低賃金額はこれを217円も下回っていることとなります。さらに、昨年度の改定後の最低賃金の全国加重平均額は930円になりますが、昨年度の改定後の島根県における最低賃金額はこれを106円も下回っています。

島根県においては、若年労働者が都市部へ流出するという傾向が続いていますが、上記のような格差がこのような現象の一因をなしているものと考えられます。また、このような格差は、年々広がる傾向にあります。島根県のみならず、全国的なレベルで見ても、地方の活性化をはかるためにもこの格差を速やかに解消することが重要です。

- 4 他にも、最低賃金の引上げにより、労働者の離職率を下げ、新規採用・訓練のコストを減らし、生産性の向上につながることや、さらに、賃金が消費に回り地域的及び全国的な経済成長につながることなどのメリットも見込まれますから、この点からも最低賃金の大幅な引上げが求められます。

- 5 さらに、ロシアのウクライナ侵攻の影響もあり、食料品や光熱費など

の生活関連品の価格が急上昇しており、島根県内においても日常生活にも徐々に影響が出始めています。労働者の生活を守り、新型コロナウイルスに向き合いながら経済を活性化させるという観点からも、最低賃金の引上げは不可欠です。

- 6 以上のことから、島根地方最低賃金審議会は、島根県の地域別最低賃金額の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきです。

2022（令和4）年6月29日

島根県弁護士会

会長 光 谷 香朱子